

大切な権利を放棄しないで
投票に出掛けましょう

県議会議員選挙の 投票日は4月7日(日)

■投票の種類と時間、場所

- 種類 県議会議員選挙（恵那市選挙区・定数1人）
- 時間 午前7時～午後8時（笠置町、中野方町、飯地町、山岡町、明智町、串原、上矢作町は午後7時まで）
- 場所 有権者の皆さんに投票所入場券を郵送します。入場券に記載してある投票所へお越しください。入場券が無くて、本人確認ができれば投票できます。

- ②平成30年12月28日までに住民票を作成したか、転入し引き続き市内に居住している方
 - ③県内の市町村へ転出後4カ月以内で、新しい住所地の選挙人名簿に登録されていない方
- ※平成30年12月29日以降に県内の市町村から転入した方は、前の住所地の選挙管理委員会へ問い合わせください

■当日投票できない場合は期日前投票を

仕事や外出、地域の行事などの理由で当日投票できない場合は、期日前投票ができます。

- 会場と期間
 - ①市役所会議棟Ⅱ3月30日(土)～4月6日(土)午前8時半～午後8時
 - ②各振興事務所Ⅱ4月1日(月)～4月6日(土)午前8時半～午後6時
- ※どの会場でも投票できます

問 選挙管理委員会（内線550）

「望まない受動喫煙」を
みんなで防ぎましょう

喫煙のルールが 変わります

■喫煙の「できる場所」「できない場所」が明確に

受動喫煙とは、室内などで他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。煙には有害物質が多く含まれ、発がんリスクを高めるなど、健康へ大きな影響を及ぼします。

これまでは、受動喫煙を生じさせずに喫煙できる場所が明らかでないため、非喫煙者が望まずに受動喫煙をしてしまうと同時に、喫煙者もそのつもりがなくても、受動喫煙をさせてしまうことがありました。

これを解決するため、「健康増進法の一部を改正する法律」が公布されました。多くの人が訪れる施設で、禁煙または喫煙場所が指定されるなどの対策が、計画的に取られます。特に、受動喫煙による健康への影響が大きい子どもや、病気の方などが利用する施設では、対策が強化されます。

問 健康推進課（内線285）

どんな場所で、どのように、いつから始まる？

<p>屋外や家庭など</p> <p>周囲の状況に配慮</p> <p>たばこの煙は無風状態で直径14mの範囲まで到達します。</p> <p>子どもや患者、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所では喫煙をしないように配慮しましょう。</p>	<p>事務所や工場、飲食店など</p> <p>原則屋内禁煙</p> <p>室外への煙の流出防止措置がとられた喫煙専用室でのみ喫煙が可能。「受動喫煙防止対策助成金」</p> <p>国では受動喫煙防止のための施設設備の整備に対し、費用の一部を支援しています。詳しくは厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。</p> <p>2020年4月1日から</p>	<p>学校や病院、行政機関の庁舎など</p> <p>敷地内禁煙</p> <p>ただし、屋外で受動喫煙を防止するための必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができます。</p> <p>2019年7月1日から</p>
--	---	--

4月から 新たな制度がスタートします

地域自治区条例を 独自に制定

■地域の実情に合った組織づくりができる条例に

市では、市町村合併に併せて、地域が広くなっても地域の声が行政に届くよう、また特色ある地域活動を推進するため、地方自治法に基づき地域自治区条例を制定し、地域自治力の向上に努めてきました。

しかし、地域協議会や運営委員会の仕組みが「複雑で分かりづらい」、「役員負担が大きい」などの課題もありました。

このため、地域の実態に合った組織とし、より地域づくりが進展するよう、新たに地域自治区条例の見直しを行いました。

新たな制度は4月1日から始まります。地域協議会や運営委員会の一律の規定は廃止し、地域自治区ごとの規模や実情にあった組織とすることにより、分かりやすく迅速に意思決定ができるようになります。

問 地域振興課（内線342）

新しい制度のポイント！

- ① 地方自治法に基づかない、市独自の地域自治区条例に変更します。
- ② 従来の条例と同様に、市内13地域ごとに地域自治区を設置します。
- ③ 地域協議会や運営委員会の一律設置は行わず、地域ごとの実情にあった組織を設置します。



▲13地域に地域自治区を設置

2019年度の 年間カレンダーを発行します

母子健康カレンダー 成人健康カレンダー

■乳幼児健診や予防接種をお知らせ

母子健康カレンダーでは、妊婦教室、乳幼児期のお子さんに必要な健診や教室、相談、定期予防接種などの、日程や対象者などをお知らせしています。

市役所や市保健センター、岩村保健センター、各振興事務所でも配布していますので、利用ください。市ウェブサイトからも見ることが出来ます。

日程などを確認し、忘れずに受診しましょう。

問 健康推進課（内線281）



▲母子健康カレンダー

■がん検診などをお知らせ

成人健康カレンダーでは、成人向けのがん検診や歯科健診、生活習慣病予防のための健診などの、日程や対象者などをお知らせしています。

2019年度と同カレンダーは、本紙に折り込んでいますので、利用ください。市役所や市保健センター、岩村保健センター、各振興事務所でも配布しています。市ウェブサイトからも見ることが出来ます。

健康のため、定期的に受診しましょう。

問 健康推進課（内線291）



▲成人健康カレンダー